

保有個人情報訂正請求書

年 月 日

国立大学法人新潟大学長 殿

(ふりがな)

氏名 _____

住所又は居所

〒 _____ TEL () _____

独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第59号）第27条第1項の規定により、下記のとおり保有個人情報の訂正を請求します。

記

訂正請求に係る保有個人情報の開示を受けた日	年 月 日
訂正請求に係る保有個人情報が記載されている箇所，特定できる事項等	
訂正請求の趣旨及び理由	(趣旨) (理由)

1 訂正請求者	本人	法定代理人
2 請求者本人確認書類	運転免許証 健康保険被保険者証 外国人登録証明書 住民基本台帳カード その他 () 請求書を送付して請求をする場合は、上記の書類の写しに加えて住民票の写し又は外国人登録証明書の原票の写しを添付してください。	
3 本人の状況等 (法定代理人が請求する場合にのみ記載してください。)	(ア) 本人の状況 未成年者 (年 月 日生) 成年被後見人 (ふりがな) (イ) 本人の氏名 _____ (ウ) 本人の住所又は居所 _____	
4 法定代理人が請求する場合、次のいずれかの書類を提示又は提出してください。	請求資格確認書類 戸籍謄本 登記事項証明書 その他 ()	

< 本件連絡先 >

新潟大学総務部総務課
電話 025-262-6025

(裏面)

<記載に当たっての注意事項>

- 1 「氏名」,「住所又は居所」

あなたの氏名,住所又は居所を記載してください。ここに記載された氏名,住所又は居所により訂正決定通知等を行うこととなりますので,正確に記載してください。

また,連絡を行う際に必要となりますので,電話番号も記載してください。

なお,法定代理人による訂正請求の場合は,法定代理人の氏名,住所又は居所,電話番号を記載してください。
- 2 「訂正請求に係る保有個人情報に記載されている箇所,特定できる事項等」

訂正請求する保有個人情報について,該当する保有個人情報の箇所等,できる限り具体的に記載してください。
- 3 「訂正請求の趣旨及び理由」

訂正請求の趣旨及び理由を具体的に記載してください。
- 4 訂正請求の期限について
訂正請求は,法第27条第3項の規定により,保有個人情報の開示を受けた日から90日以内に行なわなければならないこととなっています。
- 5 本人確認書類等
 - (1) 窓口来所による訂正請求の場合
窓口に来所して訂正請求をする場合,本人確認のため,独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律施行令(政令第549号)第14条に規定する運転免許証,健康保険の被保険者証,外国人登録証明書,住民基本台帳カード等の住所・氏名が記載されている書類を提示・提出してください。どのような書類が本人確認書類に当たるのか分からない場合や,本人確認書類の提出ができない場合は,訂正請求窓口事前に相談してください。
 - (2) 送付による訂正請求の場合
保有個人情報訂正請求書を送付して保有個人情報の訂正請求をする場合は,(1)の本人確認書類を複写機により複写したものに併せて,住民票の写し又は外国人登録証明書の原票の写しを提出してください。
 - (3) 法定代理人による訂正請求の場合
「本人の状況等」欄は,法定代理人による訂正請求の場合に記載してください。必要な記載事項は,保有個人情報の本人の状況,氏名,本人の住所又は居所です。
法定代理人が訂正請求をする場合は,法定代理人自身に係る(1)に掲げる書類又は(2)に掲げる書類に併せて,戸籍謄本その他法定代理人であることを証明する書類(ただし,訂正請求の前30日以内に作成されたものに限り)を提出してください。